

(1) 引渡票 (物品事務規程) (2) 工作番号別材料費決算内訳表

3 人工の計算

(1) 施工券 (1 の (3)) (2) 工作番号別工事人工内訳表 (3) 工場等職員加算給計算書 (諸給与の請求および調定手続)

4 直接経費の計算

(1) 決算伝票 (会計事務規程) (2) 工作番号別材料費内訳表 (兼用)

5 部門費の計算

(1) 決算伝票 (2) 工場経費整理簿 (3) 工場経費部門別整理表

6 製造原価の計算

(1) 配賦率算定表 (2) 原価整理簿 (3) 蓄電池工事原価整理簿 (4) 鋳物工事原価整理簿 (5) 製材工事原価整理簿

(中嶋 勇)

こうじょうけんさがかり 工場検査掛 国鉄工場におかれる職で職場長の指揮をうけ、工場技工が行った製品、修繕品、副製品の加工作業および建物の保守施工作業のでき上りに対して検査するものである。(加藤誠次郎)

こうじょうこうしゅ 工場工手 国鉄工場におかれる職で、作業掛の指揮をうけて補修品の運搬積卸、副製品の収集整理等に従事するもので、工場の作業に必要な材料を必要な時期に運搬し、また加工品をつぎつぎと加工を行う職場に運搬するものである。(加藤誠次郎)

こうじょうせん 工場線 (英) industrial line, industrial siding (独) Privatgleisanschluss 専用側線の一種。一般工場が原材料の搬入、製品の搬出に際し、小運送費を節約するために、もよりの駅から工場内の倉庫等まで側線を設けたものをいう。工場引込線または簡単に**引込線**ともいう。(西田正之)

こうじようひん 工事用品 物品の用途による区分で、工事に使用する物品をいい、この場合の工事とは、国鉄における物品の用途を工事と調度とに区分したものであるから、工事、工作、採炭および発電電を包含した広義の意味をもつものである。したがって工事用品には車両、自動車および機械等のように、それ自体が固定資産となるものもあり、レール、木材、電線および木柱等のように軌道、建物、電線路その他の工作物の一部を構成する材料品もあり、石炭、コークス、酸素およびカーバイド等のように、工事施行に伴なって消耗される間接材料もあり、またつるはし、ジャッキおよびペンチ等のように作業用として使用する器具もある。これらを決算科目により分類すれば、工事用品とはつきに掲げる科目で決算されるものをいう。

(款) 鉄道経費

(項) 施設作業費、電気作業費、車両作業費、運転作業費、厚生保健費および技術研究所費

(目) 作業用器具、保安材料および再用品材料

(款) 船舶経費

(項) 船舶作業費

(目) 船舶保守材料、船舶再用品材料、作業用器具、保守材料および再用品材料

(款) 自動車経費

(項) 自動車管理費

(目) 保守材料および再用品材料

(項) 営業所管理費

(目) 建物材料、建物再用品材料、工作物材料、工作物再用品材料、電灯電力材料、電灯電力再用品材料、通信材料および通信再用品材料

(項) 自動車保守費

(目) 自動車用品、自動車諸材料、タイヤ・チューブ、蓄電池、蓄電池諸材料、機器、循環品および作業用器具

(款) 建設工事経費

(項) 建設管理費

(目) 作業用器具、保守材料および再用品材料

(項) 建設現場費

(目) 作業用器具、保守材料および再用品材料

(項) 鉄道建設費および建設車両費

(款) 改良工事経費

(項) 改良管理費

(目) 保守材料および再用品材料

(項) 改良現場費

(目) 作業用器具、保守材料および再用品材料

(項) 上記以外の各項

(款) 用品経費

(項) 用品庫費

(目) 保守材料および再用品材料

(款) 工場経費

(項) 車両工場費

(目) 作業用消耗品、工場試験用品、作業用備品、消耗工具、油脂、コークス、酸素・カーバイド、副材料、動力用石炭、直接材料、古材料、製作品材料、2次製作品材料、保守材料および再用品材料

(項) 自動車工場費

(目) 作業用消耗品、作業用備品、消耗工具、油脂、コークス、酸素・カーバイド、副材料、動力用石炭、自動車用品、自動車用品、その他材料、加工材料、古材料、予備品材料、製作品材料、2次製作品材料、保守材料および再用品材料

(項) 諸工場費

(目) 作業用備品、消耗工具、材料、間接材料、保守材料および再用品材料

(款) 電気経費

(項) 発給電費

(目) 作業用備品、消耗工具、石炭、流動燃料、保守材料および再用品材料

(項) 変電費

(目) 作業用備品、消耗工具、保守材料および再用品材料

(款) 炭鉱経費

(項) 物品費

(目) 石炭 (節) 雑用石炭および(目)事務用備用品以外の各目

(以上昭和32年度勘定科目による)。

1 工事用品の請求および引渡し 工事担当者が機械 (すべ付工事を要しないものに限る)、工事用備品および消耗品ならびに当日中に使用して残品を生じない範囲のもの以外の工事用品の引渡しを受けようとするときは、10日間または15日間の所要量を見込んで、**引渡票**により物品出納役に請求し、物品出納役は、引渡済未使用品の現状を把握するとともに、工事の進行状況等を考慮してこれを審査の上、物品出納長または分任出納長の承認を受け、貯蔵品の引渡しを行う。工事用品の引渡しとは、貯蔵品の払出しとは異なり、物品出納役から所属物品出納員である工事担当者に引渡すことであり、貯蔵品の保管換えの